２０２７年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）
神奈川県出展エリアにおける市町村展示【屋外展示】
募集要領

２０２７年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）は、本県で開催される最上位（A１クラス）の国際園芸博覧会であり、国内における同規模の国際園芸博覧会としては、平成２年（1990 年）の国際花と緑の博覧会（大阪花の万博）以来、37 年ぶりの開催となります。

本県は、開催地の自治体として、GREEN×EXPO 2027 への出展を決定し、共生社会の実現や持続可能な社会づくり、未病（ME-BYO）の改善など県が推進する施策の展示等を通じて、県政の基本理念である、「いのち輝く“Vibrant INOCHI”」のビジョンを世界へ発信するとともに、「みんなで創る共創・参加型万博』として、県内市町村や企業、団体、教育機関など多様な主体と連携し、オール神奈川で取り組んでいくこととしています。

この取組の一環として、神奈川県出展エリア（以下「県出展エリア」という。）において花き園芸植物や各自治体の魅力を発信するコンテンツなどを展示いただける市町村展示（屋外展示）を募集します。

１　募集概要

GREEN×EXPO 2027のテーマ（URL：https://expo2027yokohama.or.jp/about/overview/）に加え、２０２７年国際園芸博覧会神奈川県出展基本構想（以下「県出展基本構想」という。）を踏まえた出展を募集します。

（出展例）

・花き園芸植物や農産物の展示（庭園等）

・園芸資材や環境、グリーンインフラに関する展示　など

※企業、団体等との共同出展は、10(1)イを参照にしてください。

２　出展内容に関する要件

出展内容は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

ア　２０２７年国際園芸博覧会神奈川県出展基本構想（URL：https://www.pref.kanagawa.jp/documents/113862/kihonkousou.pdf）を踏まえたものであること。

イ　次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

(ｱ) 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの

(ｲ) 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの

(ｳ) GREEN×EXPO 2027 の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの

(ｴ) 不当な利益を上げることを目的とするもの

(ｵ) 特定の宗教の布教活動を目的とするもの

ウ　出展期間における展示物及び作品を最適かつ最良な鑑賞状態で維持すること。

３　出展期間

開催期間（192 日間）／2027 年３月 19 日（金）～2027 年９月 26 日（日）の間で、原則１か月以上の出展とします。また、開場時間は平常時 9:30～19:00、夜間開園時は 9:30～21:30 を予定しています。

4　出展場所

出展場所は図-1 及び図-2 のとおり、県出展エリア（屋外）での出展となります。出展面積は出展者 1 者あたり最大 25 ㎡程度を想定していますが、出展場所や出展面積、出展時期、出展期間については、県出展エリア全体の調和や出展内容、応募状況等を踏まえ、別途調整させていただく予定です。

なお、図-1 のとおり、県出展エリアは、会場西側エリアの北側で、ゲートから 300ｍ程度の主動線に接した場所に位置し、来場者からアクセスしやすい場所にあります。

（参考）県出展面積 約 5,000 ㎡（うち屋内展示施設 約 700 ㎡）

【図-1　会場における県出展エリア】

【図-2　県出展エリアのイメージ】

5　市町村展示に係る条件等

市町村展示（屋外展示）に係る出展条件等については、表-1 のとおりです。

【表-1　市町村展示（屋外展示）の出展条件等】

項目		内容
出展者の費用負担		
	出展料	出展料は、無料です。
	工事関係	出展作品の施工、出展区画内の現状復帰及び処分等に係る費用は出展者の負担となります。
	電気・水道	市町村展示区画への支線引き込み工事は県で行う予定です。また、電気代・水道代は、県が負担する方向で検討しています。ただし、特別な演出を行う場合は相談させていただきます。
	維持管理（潅水、除草、清掃、花がら摘み等）	専門的な技術を要する作業は出展者の負担とし、日常の軽微（定型的）な作業はボランティアによる実施を想定しています。
	保険	県出展エリアの来場者や建築物に対する保険は県が加入手続きを行いますが、市町村展示の施工時に発生し得るリスクに対する保険や出展期間中の展示物に対する保険は必要に応じて出展者が加入手続きを行ってください。
搬出入		会期中に実施する場合、開園及び閉園時間前後の時間帯は、博覧会会場への関係車両の入退場が制限される予定です。展示準備等に係る来場はその時間を避ける必要がありますので、個別に調整させていただく予定です。
夜間開園		夜間開園は、会場の一部で週末を中心に実施される予定です。詳細は今後お知らせします。
バックヤード		県出展エリア内で県が確保します。
客土・掘削		要相談　※県が博覧会協会と調整します。
鑑賞動線・細園路		区画設計者である県は、スムーズな人流を考慮した回遊性のある庭園の計画を予定しています。また、細園路は施工や維持管理のための車両通行が可能な広さを確保します。

※ 出展に係る公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）との調整は、原則県が行います。

6　留意事項

屋外展示への申し込みにあたっては、下記の事項について、ご留意ください。

(1)「サスティナビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。

※GREEN×EXPO 2027での「サステナビリティに関する取組み」については、博覧会協会のホームページをご参照ください。

URL：https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/

(2)「ICT」関係

GREEN×EXPO 2027 では、1,000 万人以上の有料来場者に加えて、地域連携や ICT（情報通信技術）活用などの多様な参加形態により、500 万人以上の参加を目標としています。このうち、ICT を活用した参加形態については、本博覧会に関連する多様なコンテンツをオンライン上で提供するなど、国や地域、世代を超えた多くの人が、実際に来場する以外の形を通じて参加できるような仕組みを検討しています。

7　施工方式

施工は出展者による自主施工とします。出展区画の企画・設計から撤去までの作業及び経費負担の基本的な役割分担は、表-2 のとおりです。

【表-2　市町村展示（屋外展示・自主施工方式）における役割分担】

項目		作業実施者		経費負担者	
		市町村	県又は博覧会協会	市町村	県又は博覧会協会
設計	出展内容の企画・設計 ※1	○		○	
工事	出展エリアの基盤整備（整地）		○		○
	展示物の施工（材料調達含む）	○		○	
	電気・給水設備の幹線設置		○		○

	電気・給水設備の枝線設置		○		○
	出展者銘版の設置		○		○
維持管理	展示物の維持管理（植替え、潅水、除草、施肥、剪定、清掃、花がら摘み、病害虫防除等）※2	○	○	○	○
	演出用の電気・水道の使用 ※3	○	(○)	(○)	○
	一般的な会場管理（巡視等）		○		○
	ごみの処分 ※4	○	○	○	○
撤去	出展区画内の原状復帰及び処分	○		○	
全体	必要な保険手配 ※5	(○)	○	(○)	○

※1　出展内容の企画・設計は、出展者の意向をできる限り尊重しますが、県出展全体の調和や出展内容等を踏まえ、個別に調整させていただく予定です。

※2　花がら摘み等の日常の軽微（定型的）な作業はボランティアによる実施を想定していますが、専門的な技術を要する作業は出展者にご対応いただく予定です。

※3　電気代・水道代は、県が負担する方向で検討しています。ただし、特別な演出を行う場合は相談させていただきます。また、電気及び水道の使用にあたり作業が伴う場合は出展者にご対応いただくことがあります。

※4　日常の軽微（定型的）な作業により発生する植物残渣等は県が処分しますが、施工時や植え替え、現状復帰等により発生する植物残渣等については出展者の責任において処分いただく予定です。

※5　県が加入する保険（表-1 参照）以外で出展上必要となる保険は、出展者の判断で加入していただく必要があります。

8　各種法令・規則等の遵守

出展者は、市町村展示（屋外展示）に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン（今後順次公表予定）、アクセシビリティガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。詳細は、博覧会協会のホームページをご参照ください。

URL：https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/
https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/

9　コンペティションについて（参考）

庭園等の花き園芸植物の展示において、GREEN×EXPO 2027 開催期間中にＡＩＰＨ（国際園芸家協会）規則に基づき、ＡＩＰＨに承認された審査員によるコンペティションが実施されます。世界各国から多数の参加者が集い、庭園や切り花、盆栽など様々な分野でその技術や知識を競い、花き園芸・造園業界における技術の向上、産業の発展、文化の振興等に大きく貢献することが期待されます。 コンペティションのカテゴリーは、植物や庭園、植物加工作品のほか、園芸や農業、造園に関わる技術、緑化技術などを審査する、多様な項目が予定されており、市町村展示においても、出展時期や出展期間によっては審査の対象となる可能性があります。コンペティションの詳細は、今後お知らせします。

また、AIPH 規則に基づくコンペティションのほか、サステナビリティ、ＧＸ、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル等をテーマとした、GREEN×EXPO 2027 独自のコンペティションについても検討されています。

10　応募手続き

(1)　出展参加資格

ア 出展参加資格

参加申込者（自治体）は、県内市町村に限ります。

イ 企業、団体、教育機関等との共同出展

自治体と企業・団体・教育機関等との共同出展は、後援のみによる場合も含めて可能とします。ただし、この場合は自治体を代表者として参加申込を行ってください。

また、応募の際には、自治体と共同で出展する企業・団体・教育機関等（以下「共同出展者」という。）の関係を説明する資料を添付してください。

(2)　今後のスケジュール(予定)

スケジュールの詳細は、今後個別にお知らせします。

2025 年 5 月 1 日（木）	参加申込（本申込）受付開始
2025 年 5 月 23 日（金）	参加申込（本申込）受付締切
2025 年 6 月以降	展示計画書及び出展区画の調整等
2026 年 1 月～12 月頃	県出展エリアの基盤整備
2027 年 1 月以降	市町村展示着工（植栽等）
2027 年 3 月 19 日（金）	GREEN×EXPO 2027 開会
展示期間終了後	展示物の撤去、敷地を原状回復のうえ返還

(3)　応募手続

ア 提出書類の受付

(ｱ) 応募受付期間

2025 年 5 月 1 日（木）から 2025 年 5 月 23 日（金）まで

(ｲ) 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ電子メールにて提出してください。電子メール送

付の際、件名は「【送付】神奈川県出展エリアにおける市町村展示（屋外展示）に係る提出書類について（自治体名）」としてください。

◇提出書類の送付先

事務局：神奈川県環境農政局農水産部農業振興課　国際園芸博覧会推進室　出展事業グループ

E-mail ：hanahaku.tu3k@pref.kanagawa.lg.jp

(ｳ) 受領の確認

提出書類を送信された電子メール宛てに事務局から受領した旨の返信メールを送信します。提出書類の送信後、概ね１週間経過しても事務局からの連絡がない場合は、お電話（電話番号：045-285-0373）にてお問い合わせください。

(ｴ) 提出書類の不備等

提出書類に不備等がある場合は、事務局から参加申込書に記載の連絡窓口担当者あてにご連絡します。提出書類の訂正等により再提出となった場合は、速やかにご対応ください。

(ｵ) 申込完了

提出書類の内容確認が完了しましたら、提出書類を送信された電子メール宛てに事務局から申込完了メールを送信します。

(ｶ) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とします。

ｲ 提出書類

(ｱ) 下記の【応募に必要な書類等】を提出してください。

(ｲ) 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

【応募に必要な書類等】

①２０２７年国際園芸博覧会神奈川県出展エリアにおける市町村展示（屋外展示）参加申込書（本申込）（様式 1-1）

②持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 2-1）

③（任意提出）２０２７年国際園芸博覧会神奈川県出展エリアにおける市町村展示（屋外展示）質問票（様式 3-1）

④（共同出展の場合）誓約書（様式４）※全ての共同出展者名で提出してください。

⑤（共同出展の場合）共同出展者との関係性が分かる資料（任意様式）

⑥展示内容、展示テーマ等が分かる資料（任意様式）

※上記②（様式２）は、展示計画書（10(4)参照）に併せて提出いただく予定です。

ｳ 提出書類の返却

原則として、提出書類は返却しません。

エ その他

提出書類に記載された情報は、市町村展示に係る事務手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。ただし、県出展に係る調整において、必要な情報を博覧会協会・日本国政府（農林水産省及び国土交通省等）・横浜市へ提供することがありますので、ご了承ください。また、出展者の名称等については、県ホームページにて公開する可能性があります。

(4) 展示計画書の提出について

ア 参加申込後、参加申し込みを行った自治体（以下「参加申込者」という。）から展示計画書を提出いただく予定です。県は、展示計画書の内容と県出展エリア全体の調和を考慮した上で、出展区画を決定し、県出展エリアにおける市町村展示（屋外展示）が確定します。

イ 出展内容や出展時期、出展期間は、参加申込者の意向をできる限り尊重しますが、法令その他の事情を踏まえ、県は、参加申込者に内容の変更を求める場合があります。

ウ 展示計画書の手続き等に関する詳細については、別途参加申込者にのみ通知します。

エ 展示計画書の提出前までに、やむを得ず出展を辞退する場合は、事務局に電話連絡の上、電子メールにてご連絡ください。その後の辞退については、原状復帰に係る費用等を負担していただく場合があります。

(5) 出展区画の転貸・変更について

ア 割り当てられた敷地は、参加申込者が使用することとし、第三者へ転貸することはできません。

イ 原則として、区画決定後は敷地の変更はできません。

ウ 既に割り当てた敷地を変更する必要が生じた場合は、事前に参加申込者に連絡し、調整させていただきます。

11 特記事項

本募集要領に記載内容は、今後の状況により変更・修正することがあります。

◇問合せ先

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課　国際園芸博覧会推進室　出展事業グループ
住 所：〒231-8588 横浜市中区日本大通１　新庁舎３階
E-mail：hanahaku.tu3k@pref.kanagawa.lg.jp
電話番号：045-285-0373
担当：稲田、平川